

## 営繕工事における工事情報共有システム活用に関する試行要領

### (目的)

第1 本要領は、和歌山県県土整備部が所管する営繕工事において、ASP方式の工事情報共有システムの活用により、受発注者間の業務効率化及び書類の簡素化を図るための事項を定めるものである。

### (対象工事)

第2 対象工事は入札公告の際に、第7を参考に明示するものとする。ただし、発注者が工事情報共有システムの利用に適さないと判断した工事は対象外とする。

### (発注方式)

第3 次の1または2のいずれかによる方式を基本とする。

#### 1 発注者指定方式

発注者が工事情報共有システムの利用を指定する方式

#### 2 受注者希望方式

工事受注者が工事着手前に、発注者に対して工事情報共有システムの利用を協議したうえで、発注者の指示に基づき当該システムを利用する方式

### (システム利用により共有する書類)

第4 全ての工事関係図書とし、できる限りシステム利用により共有すること。ただし、監督員から別途指示がある場合はこの限りではない。なお、「工事打合簿」については、県土整備部の工事関係提出書類（土木請負工事必携4）を使用することとする。

工事情報共有システムを用いて作成及び提出を行った工事関係図書については、署名又は押印がなくとも書面として有効とする。

### (工事情報共有システム)

第5 適用にあたっては国土交通省大臣官房官庁営繕部が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 2019年版 営繕工事編」の基準を満たす工事情報共有システムを使用することとする。なお、当該システムの利用登録や利用料金の支払等の手続きは工事受注者とシステム事業者が直接行うものとする。

### (費用)

第6 工事情報共有システムの利用に際して発生する費用（登録料及び利用料等）

#### 1 発注者指定方式

発注者の負担とし、当初の予定価格に計上する。

#### 2 受注者希望方式

工事受注者の負担とし、費用を計上しない。

(設計図書等への明示)

第7 試行対象工事は、現場説明書において以下のとおり記載することとする。

本工事は、工事情報共有システム活用に関する試行の対象工事である。(発注者指定方式(または受注者希望方式))

情報共有システム提供事業者の選定にあたっては、監督員と協議し決定すること。また、実施にあたっては、「営繕工事における工事情報共有システム活用に関する試行要領」(公共建築課ホームページに掲載)に基づき行うこと。

(効果の検証及び課題の抽出)

第8 今後の適正な取組みに資するため、試行を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査等の依頼があった場合は対応すること。

(その他)

第9 本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

附則

この要領は、令和5年4月1日から適用する。

この要領は、令和5年5月8日から適用する。